

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 8 年 4 月 24 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等とする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、1 機器あたり取得価格の $1/2$ （上限 1 万円）とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※非会員への助成額 取得価格の $1/2$ （上限 2 千円）

3 取得価格の 2 分の 1 に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

4 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとするが、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「ドライブレコーダ機器等導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただ

し、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(事故映像等の提供)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、沖ト協の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

- (1) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。
- (2) EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱（平成24年1月27日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成25年5月30日）

1. 本要綱は平成25年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成29年4月27日）

1. 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月26日）

1. 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（平成31年4月23日）

1. 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則（令和3年4月28日）

1. 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

附則(令和８年４月２４日)

- １．本要綱は令和８年４月１日より適用する。